様式第２号の１－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	白河厚生総合病院付属高等看護学院
設置者名	福島県厚生農業協同組合連合会

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	20単位	10単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載　http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	白河厚生総合病院付属高等看護学院
設置者名	福島県厚生農業協同組合連合会

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	白河厚生総合病院付属高等看護学院　学校関係者評価委員会
役割	本校は円滑な学校運営及び教育の充実を図ることを目的として本委員会を設置している。委員は、学院長及び教職員より学校経営の改革方法や自己評価の結果を聞き、それを踏まえて評価を実施し、評価結果を学院長及び教職員に報告する。学院長及び教職員は、委員による評価結果や意見を尊重し、学校運営及び教育活動に反映させ、教育の改善・向上を図る組織体制となっている。

２．外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
福島県厚生農業協同組合連合会代表理事常務	2026.4.1～2027.3.31	福島県厚生農業協同組合連合会役員
白河厚生総合病院 看護部長	2026.4.1～2027.3.31	実習施設の責任者
白河厚生総合病院 副看護部長	2026.4.1～2027.3.31	実習施設の教育担当者
塙厚生病院 看護部長	2026.4.1～2027.3.31	実習施設の責任者
塙厚生病院 看護師長	2026.4.1～2027.3.31	実習施設の教育担当者
白河厚生総合病院付属 高等看護学院同窓会会長	2026.4.1～2027.3.31	卒業生
（備考）		

様式第２号の３【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	白河厚生総合病院付属高等看護学院
設置者名	福島県厚生農業協同組合連合会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） 授業計画は学則の別表１にて学年毎の学科目及び単位数について明示している。 【授業計画書（シラバス）の作成】 ・学則の別表１の全学科目において作成している。 ・授業計画書は担当講師の講義終了時に各学年の教科担当職員が講師と共に内容を確認し、次年度の原案を作成している。 ・検討した原案を基に、教科担当の教務主任が中心となり教科担当会議で協議し、教務会議で再度検討し、３月下旬の職員会議で最終決定される。 ・３月下旬に次年度の授業計画書を更新し、教育計画と学生便覧に掲示し製本している。 ・４月の始業日に学生便覧を全学年に配布し学生に周知している。それと同時にホームページに授業計画書を掲載する。 ・授業計画書の内容は、授業の到達目標、各単元の内容及び方法、評価方法、履修上のアドバイス、テキスト及び参考書である。

授業計画書の公表方法	ホームページ掲載 http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。
（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要） 学則第９条「単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う」に基づき、学科目の学習成果の評価結果について職員会議で確認している。単位修得の認定は、10月と３月の運営会議の議を経て単位の認定を行う。卒業認定会議は２月上旬に行っている。授業科目の評価については、筆記試験やレポート、実技などの評価から100点満点で点数化し、５段階で評価している。成績の評価基準は以下の通りである。 ・出席時間数が授業時間数の３分の２に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 ・授業科目の評価は、Ｓ（90点以上）、Ａ（80から89点）、Ｂ（70から79点）、Ｃ（60から69点）及びＤ（60点未満）とし、Ｃ以上を合格とする。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。
（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要） 授業科目の評価は、授業時間数の３分の２以上を出席した者に対して、終了した授業科目について随時行い、100点満点で点数化し、Ｓ（90点以上）、Ａ（80から89点）、Ｂ（70から79点）、Ｃ（60から69点）及びＤ（60点未満）の５段階で評価している。成績の指標については、ＧＰＡの考え方を導入している。ＧＰＡの算出方法は次の通りである。 ・授業科目の評価Ｓは４ポイント ・授業科目の評価Ａは３ポイント ・授業科目の評価Ｂは２ポイント ・授業科目の評価Ｃは１ポイント ・授業科目の評価Ｄは０ポイント

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページに掲載 http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。
（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） 卒業の認定は職員会議で全ての学科目の学習成果の評価結果について確認した後、学則第21条に則り、運営会議の議を経て学院長が卒業の認定を行う。 学則第21条　学院長は、所定の授業科目を履修し単位を修得した者について、運営会議の議を経て卒業を認定する。 ②前項の場合において、欠席に日数が出席すべき日数の３分の１を超える者は、卒業を認めることができない。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページに掲載 http://www.shirakawa-kango.jp/disclosure/

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	白河厚生総合病院付属高等看護学院
設置者名	福島県厚生農業協同組合連合会

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://shirakawa-kango.jp/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	http://shirakawa-kango.jp/disclosure/
財産目録	
事業報告書	http://shirakawa-kango.jp/disclosure/
監事による監査報告（書）	http://shirakawa-kango.jp/disclosure/

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	医療専門課程	看護学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類			
			講義・演習	実習	実験	実技
3年	昼間	113単位	89単位	24単位		
			113単位			

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
90人	62人	0人	10人	113人	123人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 【授業方法及び内容】 ・授業計画は学則の別表1の全学科目のシラバスを作成し、授業の内容及び方法を明示している。 ・年度初めに全学年にシラバスを配布している。 【年間の授業計画】 ・学則の別表1及び履修内規第4条の授業科目の先修条件別表3に則り、年間の授業を計画する。 ・年間の授業計画は、年度初めの職員会議で確認する。
成績評価の基準・方法
（概要） 【成績評価の基準・方法】 ・学則第9条及び10条に則り履修内規第8条に明示している。 ・出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 ・授業科目の評価は、S（90点以上）、A（80から89点）、B（70から79点）、C（60から69点）及びD（69点未満）とし、C以上を合格とする。 ・試験については、原則は筆記試験とし必要に応じて口頭、レポート、実技等

により行う。
・筆記試験の時間は原則として1科目50分または90分とし、口頭、レポート、実技等の時間はその都度講師が決める。
・1単位30時間の授業を2回に分けて評価する場合は次のように定める。単位修得の判断は「1科目」として評価するため、この両者の結果を基に平均点で判断する。但し、出席日数及び再試験等の場合はそれぞれで実施して判断する。
ア 15時間の授業時間数の3分の2以上に満たない場合は、1単位30時間の科目を再履修しなければならない。
イ 15時間の授業の再試験が2回不合格の場合は、1単位30時間の科目を再履修しなければならない。
・臨地実習の評価は、各実習科目終了後、担当教員と実習指導者が協議して行う。

卒業・進級の認定基準

（概要）
【卒業の認定】
・職員会議で全ての学科目の学習成果の評価結果について確認した後、学則第21条に則り、運営会議の議を経て学院長が卒業の認定を行う。
・学則第21条　学院長は、所定の授業科目を履修し単位を取得したものについて運営会議の議を経て卒業を認定する。
【進級の認定】
・各学年の進級は、講義、実習等に必要な時間の修得状況と当該科目の評価について職員会議で確認した後、学則第9条に則り、運営会議で「出席時間数が授業時間数の3分の2に達している」「授業科目の評価がC以上である」ことにより学院長が単位の認定を決定している。

学修支援等

（概要）
【単位取得に向けた個別指導】
・入学時より学習支援担当教員が中心となって単位取得に向けた個別指導を実施している。
・年度初めに教科担当教員が学習ガイダンスを学年毎に行い、成績向上に向けて学習環境の提供・指導計画を提示し、長期休暇前後に学習ガイダンスを行い評価している。
【国家試験対策】
・学年毎に国家試験対策ガイダンスを行い、学習計画・評価を実施している。
・各領域の教員及び専門業者によるゼミナールを学年の学習状況に合わせて実施している。
・学年毎に模擬試験を実施して、学習支援担当教員が中心となって評価し個別指導を強化している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
29 人 （100%）	2 人 （ 6.9%）	27 人 （ 93.1%）	0 人 （ %）
（主な就職、業界等） 病院			
（就職指導内容） 1年次よりキャリア開発の時間を設け、就職先を含めた卒業後の動機づけを行っている。キャリア開発とともに就職相談、就職試験に向けた履歴書・面接指導は随時行っている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験受験資格（看護師免許）			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
72 人	1 人	1.4%
（中途退学の主な理由） 進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） 定期面接・学校カウンセラーによるカウンセリング（希望者）保護者との連携		

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	180,000円	420,000円	15,000円	実習教材費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

ｂ）学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） http://www.shirakawa-kango.jp/about/evaluation/		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校関係者による評価を実施し、学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動の改善を行い特色ある学校づくり推進を目的とする。学校関係者評価の委員は、本校の設置主体である福島県厚生農業協同組合連合会役員、実習施設の責任者、卒業生等から選出し学校関係者評価委員会を開催し評価する。教職員は学校関係者評価委員の結果を活用し、学校運営及び教育活動の質の保証と向上に継続的に努める。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
福島県厚生農業協同組合連合会 代表理事常務	2026.4.1～ 2027.3.31	福島県厚生農業協同組合連合会役員
白河厚生総合病院 看護部長	2026.4.1～ 2027.3.31	実習施設の責任者
白河厚生総合病院 副看護部長	2026.4.1～ 2027.3.31	実習施設の教育担当者
塙厚生病院 看護部長	2026.4.1～ 2027.3.31	実習施設の責任者
塙厚生病院 看護師長	2026.4.1～ 2027.3.31	実習施設の教育担当者
白河厚生総合病院付属高等看護学院同窓会会長	2026.4.1～ 207.3.31	卒業生
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） http://www.shirakawa-kango.jp/about/evaluation/		
（備考）		
第三者評価は未実施である。		

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） http://www.shirakawa-kango.jp